

工事中の消防計画作成（変更）届出書（新築）

		〇〇年〇〇月〇〇日
可茂消防事務組合 消防署長		殿
届出者（工事監理者等）		
住所 〇〇市〇〇町〇〇番地		
（法人の場合は名称及び代表者名）		
株式会社〇〇〇〇		
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印		
別添のとおり消防計画作成（変更）したので、届け出ます。		
防火対象物の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
防火対象物の名称	株式会社〇〇〇〇	
工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日	
工事概要	（仮称）〇〇〇新築工事	
工事監理	工事監理者 住所・職・氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇
	現場監督責任者 職・氏名	部長 〇〇 〇〇
工事施工	工事施工者 住所・職・氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇
	現場監督責任者 職・氏名	課長 〇〇 〇〇
※ 受付欄		※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印の欄は記入しないこと。

○ ○ ○ 工事中の消防計画（新築）

第1 目的及び適用範囲

(1) 目的

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、○○○工事中における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

この計画は、当該現場に出入りするすべての者に適用するものとする。

第2 工事計画及び施工

- (1) 工事概要 別紙1
- (2) 工事日程表 別紙2
- (3) 関連業者一覧 別紙3
- (4) 連絡体制 別紙4

第3 工事中の防火管理体制

(1) 出火防止対策

ア 日常の火災予防

- (ア) 防火担当を別紙5「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。
- (イ) 防火担当責任者は、別紙6「日常の自主検査チェック票」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。
- (ウ) 防火担当責任者は、自主検査の結果、異常が認められたときは、防火管理者に報告し、指示を受けて対処する。
- (エ) その他

・火元責任者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し必要な指示を与える。

イ 放火防止対策

- (ア) 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。
- (イ) 工事施工責任者は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
- (ウ) 工事関係者以外の者の工事部分等への立入りは禁止とし、火元責任者及び警備員が、工事部分等への出入りをチェックする。
- (エ) その他

・警備員は、工事部分等の巡回警備を行う。

(2) 相互連絡体制等

ア 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を行う。

イ 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。

ウ 工事責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。

エ 工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。

オ その他

・防火管理者と工事責任者等は、適宜又は定期的に連絡会を開催し、工事の推進状況

と防火管理対策について、連絡調整及び確認を行う。

第4 震災対策

(1) 震災に備えての事前計画

- ア 震災対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- イ 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
 - (ア) 工事用資機材等の転倒防止措置
 - (イ) 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置
 - (ウ) その他

・火気設備器具の点検と安全装置の点検、危険物品は、転倒及び飛散防止措置をする。

(2) 地震後の安全措置

- ア 工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- エ 防火担当責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告する。
- オ その他

・被害があった場合は、応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。

(3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

すべての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。

- ア 工事用足場等転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強
- イ 警戒宣言が発せられた場合の、全工事人への周知徹底
- ウ 危険物品等の安全な場所への搬出
- エ その他

・工事人を速やかに帰宅させる。

第5 消火器等の点検及び整備

(1) 消火器等の配置場所についての周知

- ア 防火管理者は、各防火担当責任者等を通じ、消火器等の配置場所について、各工事作業員に徹底するとともに、工事現場の数ヶ所の目につきやすい箇所に消火器等の配置図を掲示する。
- イ 消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度、前アの内容の周知等を図る。
- ウ その他

・作業等により消火器の設置が必要となる場合は、常置場所の消火器を移動して使用せず、新たに消火器を準備する。

(2) 消火器等の定期的な点検

- ア 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっていること及び周知された場所に配置されていることを確認する。
- イ その他

・防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

第6 避難経路の維持管理及びその案内

(1) 避難経路の周知

ア 防火管理者は、各防火担当責任者等を通じ、工事部分等における避難経路について周知徹底するとともに、工事現場の数ヶ所の目につきやすい箇所に避難経路図を掲示する。

イ 避難経路を変更する場合は、その都度、前アの内容の周知等を図る。

ウ その他

・工事作業員が日時によって変わるので、その都度周知徹底を図る。

(2) 避難経路の管理

ア 避難経路には、資材等の物品を置かせないよう徹底管理する。

イ 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。

ウ その他

・原則として二方向避難を確保する。

第7 火気の使用又は取扱いの監督

(1) 火気設備の種類等

ア 火気設備を使用する際は、使用する火気設備の種類・名称、数量、使用場所、使用期間（時間）、設置方法等を事前に防火管理者に届け出て、承認を受けるものとする。

また、使用する火気設備の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して作業開始前の防災教育により周知する。

イ 防火管理者は、使用する火気設備を事前に把握し、防火担当責任者、火元責任者に対し、必要な指示を与え、火気設備の管理、監督を行うよう命じる。

ウ その他

・防火管理者は、火気使用設備器具使用届出書を保存しておく。

・火気設備は使用の都度搬入する。

・作業の工程上、周囲に可燃物が多数ある場合の対策は別に作成する。

(2) 溶接、溶断作業時の安全対策

ア 溶接、溶断等火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布等したり、周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断又は難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じる。

イ 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行う。

ウ 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置し、消火準備を行う。

エ 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、作業状況を確認させる。

オ その他

(3) 火気設備器具の安全対策

ア 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。

イ 火気設備器具周囲を整理、整頓する。

ウ 燃料の保管、補給を明確にする。

エ 火気設備器具の使用前、使用後の点検を確実にを行う。

オ その他

(4) 電気設備等の安全対策

ア 許容電流を厳守する。

イ 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置する。

ウ その他

(5) 喫煙管理

ア 喫煙は、指定する場所（以下「喫煙場所」という。）以外では行ってはならない。

イ 喫煙場所は、防火管理者が指定する。

ウ 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。また、喫煙場所には、その旨を掲示する。

エ 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて、水で完全に消し、処理を行うものとする。

オ その他

- ・喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。
- ・工事作業中は、禁煙とする。

(6) その他の安全対策

ア その他

第8 工事中に使用する危険物等の管理

(1) 危険物の種類等

ア 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合は、危険物等の種類、数量、使用場所、使用期間（時間）、堆積・設置方法等を事前に防火管理者に届け出て、承認を受けるものとする。

また、使用する危険物等の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して作業開始前の防災教育により周知させる。

イ 防火管理者は、使用する危険物等を事前に把握し、危険物等の管理等を行う。

ウ 防火管理者は、危険物等の一時保管場所を設ける際には、保管場所へ掲示板を設置し、管理を明確にする。

エ その他

- ・防火管理者は、危険物品等使用届出書を保存しておく。
- ・作業の工程上、周囲に可燃物が多い場合の対策は別に作成する。

(2) 危険物等の安全対策

ア 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限度の量とし、常時保管しない。

イ 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底する。

ウ 危険物の容器や高圧ボンベ等は、地震動等により転倒したり落下したりしないよう措置しておく。

エ 危険物品等を貯蔵又は取扱う場所において、火花の発生を伴う溶接、溶断作業は行わない。

オ 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。

カ 常に整理整頓する。

キ 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。

ク 一時保管場所には、消火器を設置する。

ケ 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、貯蔵又は取扱いの状況を確認させる。

コ その他

第9 防火上必要な教育

(1) 防災教育

ア 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は下表のとおりとする。

対 象 者	実施時期	実施回数	実施責任者		
			防火管理者	防火担当責任者	
全 員	工事開始前	1回以上	○		
	作業開始前	週1回以上		○	
防火担当責任者	工事開始前	1回以上	○		
	随 時	必要の都度	○		
火元責任者	随 時	必要の都度	○	○	

イ 防災教育の内容

対 象 者	実 施 内 容
全 員	1 工事中の消防計画について 2 遵守事項の徹底について (1) 火気管理、喫煙管理 (2) 避難施設等の維持管理 (3) 危険物品等の管理 3 災害発生時の対応要領について
防火担当責任者 火元責任者	1 工事中の消防計画について 2 各自の任務分担と責任範囲について 3 日常の火災予防の徹底について 4 自主検査チェック票による自主検査の徹底について 5 災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について

(2) 防災教育の記録の保存

防火管理者、防火担当責任者は、防災教育を実施した日時及びその内容について日誌等を作成し、その記録を保存する。

(3) その他

- ・防火管理者は新たに工事現場に入ってきた工事作業員に対して、必ず工事開始前に防災教育を行う。

第10 消火、通報及び避難の訓練の実施

(1) 自衛消防訓練

ア 訓練種別及び実施時期等

訓練種別	実施時期又は実施回数	参加者	訓練内容
消火訓練	4月、10月		
避難訓練	4月、10月		

通報訓練	4月、10月		
総合訓練	4月、10月		

(2) 訓練実施記録の保存

防火管理者、防火担当責任者は、訓練を実施した日時及びその内容の日誌等を作成し、その記録を保存する。

(3) その他

- ・多くの作業員が従事する時期に総合訓練を実施する。
- ・個別訓練については、各工事区分の防火担当責任者を中心に行う。

第11 自衛消防組織等

(1) 組織の編成

自衛消防組織の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別紙7のとおりとし、この表を、現場事務所、工事作業員休憩室の見やすいところに掲示する。

(2) 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

消火・通報・避難誘導等の担当者及び火災等を発見した工事作業員は、下記に示す基準により行動する。

ア 通報・連絡

(ア) 火災、地震その他の災害が発生したときには、各通報連絡担当は、119番通報、消防隊本部（現場事務所）へ連絡を行なうとともに、周囲及び管理権原者、防火管理者に火災の発生を知らせる。

(イ) ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

(ウ) 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

(エ) 火災等を発見した工事作業員は、大声で「火事」を連呼し、周囲に火災発生を知らせ、人を集める。それぞれ初期消火、通報（119番通報、自衛消防隊本部への通報等）などを分担する。

(オ) その他

- ・関係者等との連絡体制は、携帯電話等を活用する。

イ 初期消火

(ア) 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

(イ) 初期消火担当は、近くにある消火器を用いて消火する。

(ウ) 火災等を発見した工事作業員は、近くにある消火器を用いて消火する。

(エ) その他

ウ 避難誘導

(ア) 避難誘導担当は、携帯用拡声器、メガホン、警笛を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

(イ) 避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

(ウ) 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

(エ) 火災等を発見した工事作業員は、火災が大きく、初期消火不能と判断したときには、速やかに避難するものとする。

(オ) その他

エ 応急救護

(ア) 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連携を密にして、負傷者を

- 速やかに運ぶことができるようにする。
- (イ) 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

第12 防火管理について消防機関との連絡

(1) 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届 出 者 等
(1) 工事中の消防計画作成（変更）届出	次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更	防火管理者
(2) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(3) 消防活動上支障ある行為の届出	工事に伴って火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為をするとき	行為をしようとする者
(4) その他		

工 事 概 要

工 事 名	(仮称) ○○開発計画新築工事	
発 注 者	○○株式会社 株式会社○○ 株式会社△△	
工 事 場 所	○○市○○町○○番地	
請 負 者	(仮称) ○○開発計画新築工事建設共同企業体 ○○建設、○○組、△△建設、○○工務店	
現 場 事 務 所	名 称 ○○工事現場事務所 所在地 ○○市○○町○○番地 電 話 ○○○-○○○-○○○○ F A X ○○○-○○○-○○○○	
建 築 概 要	建築面積	○○○. ○○m ²
	延べ面積	○○○. ○○m ²
	構 造	○○造
	階 数	○○階
	軒 高	○○m
	建物高さ	○○m
	用 途	○○○
主要設備概要		

工 事 日 程 表

火気使用設備器具等の使用、危険物の持込み等の予定がある場合は、明示すること。

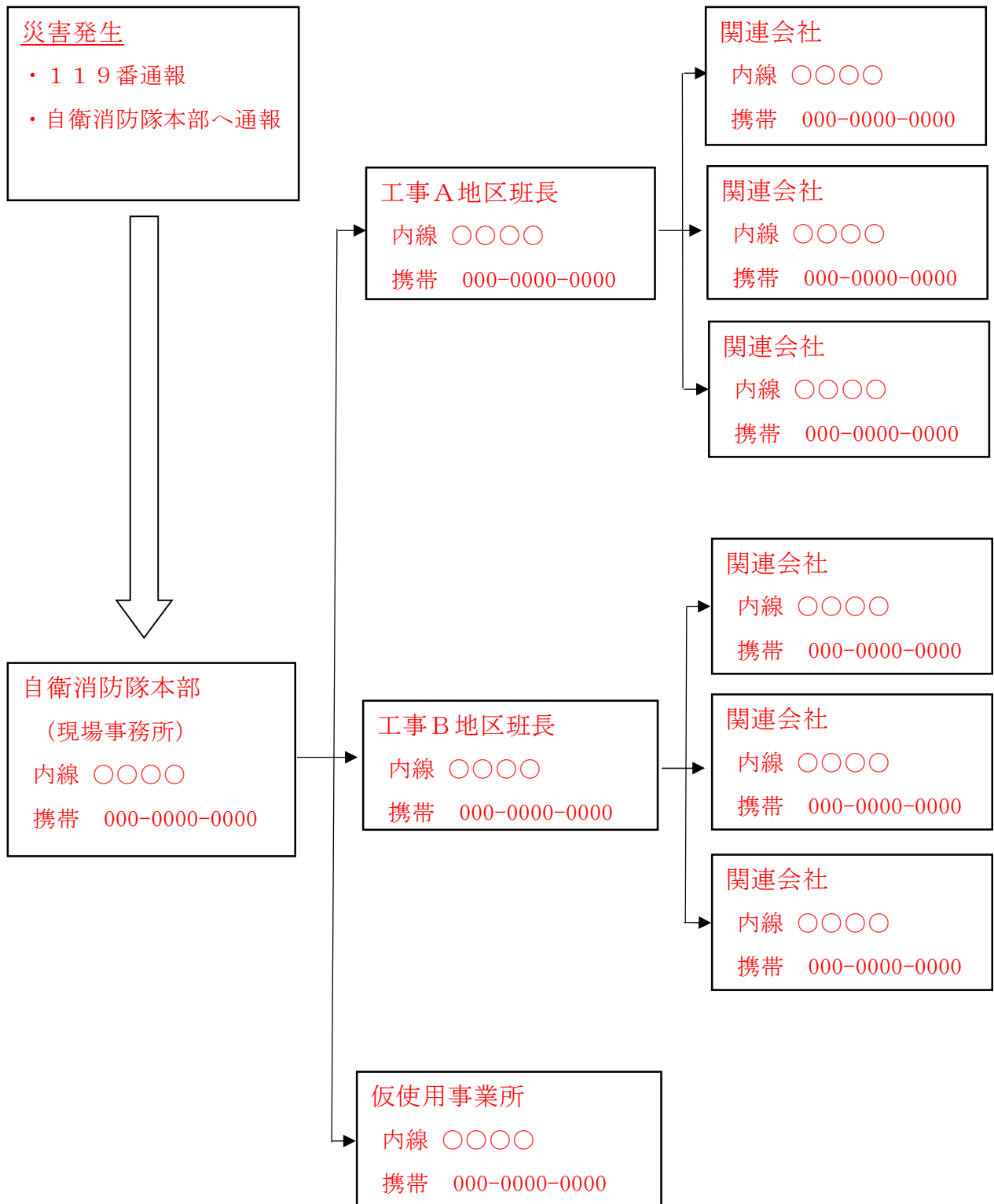
(工事工程を記入する。)

別紙 3

関連業者一覧表

No.	業者名	工種	担当者	連絡先	火気の取扱	備考
1	(株)〇〇工務店	解体	〇〇〇〇	000-0000-0000	無し	
2	(株)〇〇	溝台地	〇〇〇〇	000-0000-0000	無し	
3	〇〇(株)	組立ハウス	〇〇〇〇	000-0000-0000	無し	
4	(株)〇〇電気	仮設電気	〇〇〇〇	000-0000-0000	無し	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

連絡体制



※ 2系統の連絡手段を定め記入する。

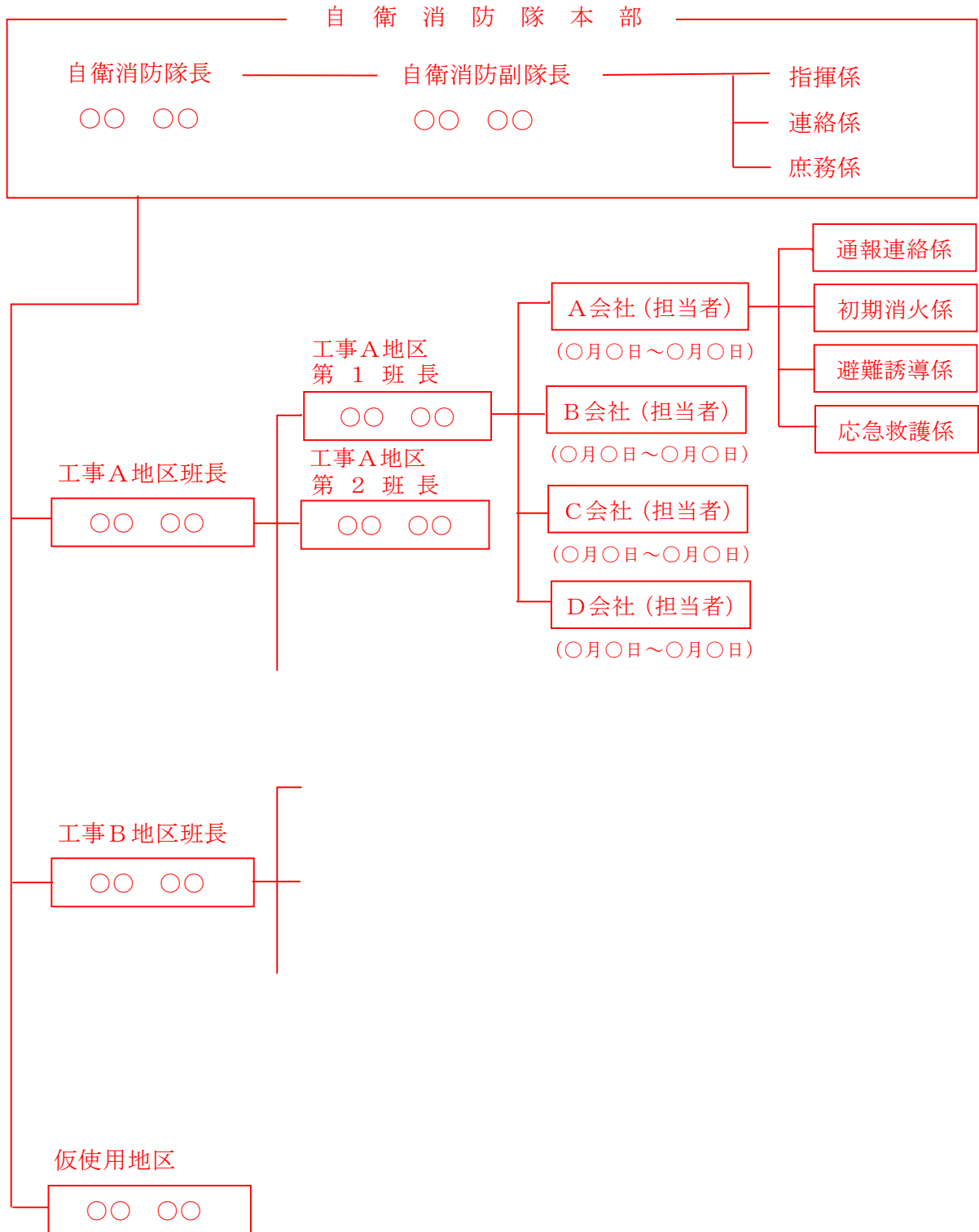
別紙5 日常の火災予防組織

	防火担当責任者	任 務	火元責任者	任 務
防火管理者	工事A地区 ○○○○	1 防火管理者の補佐 2 作業現場のパトロール・監視 3 作業終了後の安全確認 4 作業現場の立入制限 5 火元責任者の指導監督	現場事務室 ○○○○	1 火気管理 2 喫煙管理 3 避難施設の維持管理 4 作業現場の整理整頓 5 消火器・屋内消火栓の維持管理 6 地震時の初動措置 7 その他
			休憩室 ○○○○	
	工事B地区 ○○○○		作業A地区 ○○○○	
			作業B地区 ○○○○	

別紙6 日常の自主検査チェック票

日	曜日	検査項目								備考 ○不備欠陥事項記入 ○改修状況記入 ○その他	
		終業時の火気の確認	終業時の吸殻処理	消火器の維持管理	避難経路の確保状況	危険物の保管状況	可燃物の管理状況	作業場所の整理整頓			
1	月	○	○	○	○	○	○	○			
2	火	○	○	○	○	○	○	○			
3	水	○	○	○	⊗	○	○	○		資材放置直ちに撤去	
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
(凡例) ○……良 ×……不備 ⊗……即時改修										確認印	工事責任者

自衛消防隊の編成



- ※ 1 この組織編成表は、現場事務所、工事作業員休憩室等の見やすいところに掲示する。
- 2 各係員及び係員の指定は、工事現場の規模、工事作業員の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動については、工事作業員に配布する「防火管理マニュアル」により周知徹底する。